

長期優良住宅認定申請手数料が変わります (令和4年2月20日より)

長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の改正に伴い、**令和4年2月20日より認定申請手数料が変わります。**

■改正される主な認定申請手数料

一戸建て住宅（確認書等添付）の場合

新築	7,900円	⇒	9,500円
既存住宅（増改築）	11,000円	⇒	13,000円
新築の計画変更	3,900円	⇒	4,700円
既存住宅（増改築）計画変更	5,500円	⇒	6,500円

※その他の認定申請手数料については下表をご確認ください。

※福岡市が全ての審査を行う場合及び、譲受人の決定、地位の承継に伴う認定申請手数料に変更ありません。

※令和4年2月19日までに認定申請した長期優良住宅の計画変更（新築一戸建て住宅で確認書等添付）の場合は、令和4年2月20日以降も3,900円です。

1. 長期優良住宅建築等計画に関する認定申請手数料

① 申請者が登録住宅性能評価機関の事前確認を受けて、福岡市へ認定申請する場合

区 分	新築住宅		既存住宅	
	1件当たりの金額		1件当たりの金額	
一戸建ての住宅	9,500円		13,000円	
共同住宅等	床面積の区分			
	500㎡以内のもの	17,000円	25,000円	
	500㎡を超え1,000㎡以内のもの	29,000円	43,000円	
	1,000㎡を超え3,000㎡以内のもの	42,000円	62,000円	
	3,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	77,000円	115,000円	
	5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	132,000円	197,000円	
	10,000㎡を超え20,000㎡以内のもの	217,000円	324,000円	
	20,000㎡を超え30,000㎡以内のもの	266,000円	399,000円	
30,000㎡を超えるもの	284,000円	425,000円		

2. 長期優良住宅建築等計画に関する変更認定申請手数料

区 分	1件当たりの金額
一戸建ての住宅	上表の2分の1の金額 (100円未満切り捨て)
共同住宅等	建築物の計画の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積(床面積が増加する場合は、これに増加する部分の床面積を加算)の区分に応じた上表の金額

3. 譲受人を決定した場合における変更認定申請手数料

1件当たりの金額	2,600円
----------	--------

4. 地位の承継の承認申請手数料

1件当たりの金額	2,600円
----------	--------

5. 長期優良住宅に関する建築物の容積率特例許可申請手数料

1件当たりの金額	160,000円
----------	----------

新 設

■お問い合わせ先

部署：住宅都市局建築指導部建築指導課計画係

住所：福岡市中央区天神1丁目8-1

電話番号：092-711-4573

FAX番号：092-733-5584

E-mail：kenchikushido.HUPB@city.fukuoka.lg.jp